

鳥取県公報

目次

◇ 告 示 鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程
建設業者の変更登録
建設業者の登録まつ消
土地改良区設立の予備審査の申請につ
て
森林区施業計画案の公表

告 示

鳥取県告示第四百八十三号

鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

第一條 知事は開拓事業の促進を図るため入植施設に要する経費に対しこの規程により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二條 補助金は左に掲げる経費に対しこれを交付する。

- 一 開拓農業協同組合、同連合会、その他知事の適当と認めた団体の行う住宅建設
- 二 市町村の行う小学校分教場の建設
- 三 開拓農業協同組合、同連合会、その他知事の適当と認めた団体の行う入植者電気導入施設

第三條 前條に定める補助の標準は左のとおりとする。

但し、知事において必要と認めるときはこの限りでない。

So.
一 住宅建設に要する経費に対してはその事業費の五割以内

二 小学校分教場建設に要する経費に対してはその事業費の八割以内

三 入植者電気導入施設に要する経費に対してはその事業費（屋内線を除く。）の五割以内

二、小学校分教場建設費	
請負費	
材料費	
労務費	
雑費	
合計	

記載上注意

1、支出の部摘要欄には費目別に主たる支出の数量、金額を記載する。

2、收支決算書の場合の支出の部には様式に示す費目毎にそれぞれ記載する。

この場合「請負費」欄には事業の全部又は一部を請負した場合にはその工事請負金額を計上する。

「材料費」欄には、事業主体が直接材料費として支出した金額を計上する。但し請負金額に含まれる材料費を計上してはならない。

「労務費欄」には、事業主体が直備した職工、人夫

計	区	分	本年度予	比較増	摘要
			算額(又は本年度決算額)		
	果補助金				
	電気供給事業者投資金				
	助成入植者負担金				
	助成入植者以外				
	の受益者負担金				

の賃金及び自己労力のある場合には標準賃金をもつて換算した金額を計上し、その使役関係については出面簿を備えてこれを明確に整理しておくものとする。

「雑費」欄には、右の各欄に該当しない金額を計上する。但し飲食等の費用はいれてはならない。

(二) 入植者電気導入施設の場合
收支予算書(又は收支決算書)

支出の部	区	分	本年度予	比較増	摘要
			算額(又は本年度決算額)		
	材料費				各費目別支出内訳は別紙工事費
	(労力費)				内訳書の通り
	運搬費				
	雑費				
	計				

支出の部

添付書類

1、決算書の場合は費目別工事費内訳書を添付すること
(電気供給事業者の工事設計書をもつて代用すること
は差支えない)

様式 四

昭和年度開拓(入植者住宅建設)事業入植施設(小学校分教場建設)事業成績報告書
昭和年度において、補助金の交付を受けた入植施設事

業()を実施したので鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程第六條の規定により別紙のとおり事業成績書及び收支決算書を添え提出します。

昭和 年 月 日
鳥取県 市 町 大字
鳥取県知事 氏名 殿
申請団体名
代表者氏名

鳥取県告示第四百八十四号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年十月三日変更登録した。

昭和二十七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	年月日	商号	主たる営業所	申請者
		又は名称	在 地	氏 名

鳥取県知事 昭和二十七年十月十七日
 第七〇号 九月九日
 旧 米子市道笑町三丁目三十二番地
 新 米子市道笑町一丁目三十四番地
 持田助一

鳥取県告示第四百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四條第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	年月日又は名称	主たる営業所々所在地	申請者姓名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録（一）第一八三号	昭和二十五年九月十日	米子市中町三	小野廉朗	昭和二十七年九月十六日
号第一八四	同 右旭	組 鳥取市吉方町一五七	岸本虎治	同 右

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五條第一項の規定により、岩美郡大岩村大字大谷沢清外十四名の者より、大岩村日比野山土地改良区設立の予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覽に供すべき書類の名称
 - (一) 予備審査に関する調査報告書
 - (二) 土地改良事業計画概要書
 - (三) 定款作成の基本となるべき事項
- 二、縦覽期間
昭和二十七年十月十八日から同年十一月六日まで
- 三、縦覽の場所
岩美郡大岩村役場
- 四、意見の提出

鳥取県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七條第一項の規定により鳥取県D基本計画区の森林区施業計画案を次の場所において公表する。

昭和二十七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、林業経営指導員駐在箇所
- 二、西伯、日野地方事務所
- 三、鳥取県農林部林務課

利害関係人及び申請人において縦覽に係る事項につき意見がある場合は縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

昭和四年四月廿五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課